

平成24年度生活衛生営業関係 税制改正要望事項

— 平成23年9月 —

社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

(傘下団体：16団体)

- ・全国理容生活衛生同業組合連合会
- ・全日本美容業生活衛生同業組合連合会
- ・全国興行生活衛生同業組合連合会
- ・全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
- ・全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会
- ・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
- ・全国麺類生活衛生同業組合連合会
- ・全国飲食業生活衛生同業組合連合会
- ・全国すし商生活衛生同業組合連合会
- ・全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会
- ・全国中華料理生活衛生同業組合連合会
- ・全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会
- ・全国料理業生活衛生同業組合連合会
- ・全国食肉生活衛生同業組合連合会
- ・全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会
- ・全国冰雪販売業生活衛生同業組合連合会

- 1 交際費課税を廃止してください。廃止が困難な場合は、交際費の損金算入限度額の大幅に引き上げるとともに、資本金額の制限を撤廃してください。また、現行1人当たり5千円以下となっている交際費から除外する飲食費等については1万円まで引き上げてください。

〔 現行、資本金1億円以下の法人に係る交際費課税については、定額控除限度額は600万円、損金算入特例として交際費とは別に一人当たり5千円以下の飲食費についても損金算入を認められている。 〕

〔 景気回復が低迷している現状において、低迷する消費活動のカンフル剤となるよう、また、消費の拡大を促すために交際費課税の撤廃又は見直しを要望する。 〕

要望団体：飲食業関係連合会

要望結果：交際費等の損金不算入制度の適用期限を2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長（24年税制改正大綱）

- 2 我が国の企業数の90%、雇用の7割を占め、地域経済の要である中小企業の発展のため、中小法人、個人企業の法人税、所得税の引下げを図ってください。

要望団体：飲食業関係連合会

要望結果：24年税制改正大綱に記載なし

- 3 公衆浴場業に係る事業承継税制の拡充を図ってください。

〔 公衆浴場業は、都市部に比較的大きな土地を有していることから、相続税が負担となり廃業せざるをえない事業者も出ているので、事業承継税制の拡充を図っていただきたい。 〕

要望団体：公衆浴場業連合会

要望結果：24年税制改正大綱に記載なし

4 消費税の免税点を3千万円に引き上げるとともに、簡易課税制度適用となる課税売上高を1億円まで引き上げてください。

平成16年4月から（個人企業は17年度分から）、免税点は3千万円以下から1千万円以下に、簡易課税は2億円以下から5千万円以下に引き下げられている。

中小零細事業者は、原油価格高騰時に原材料高になり、景気低迷で経営環境が厳しい中、価格転嫁もできずに経営が圧迫されている。平成16年サービス業基本調査（総務省）によると、1事業所（個人・会社）当りの年間平均事業収入は、洗濯・理容・美容・浴場業で1,563万円、飲食店・宿泊業で4,475万円となっているので、免税点及び簡易課税制度適用の年間課税売上高を引き上げていただきたい。

要望団体：理容業、美容業、飲食業関係の連合会

要望結果：24年税制改正大綱に記載なし

5 消費税の総額表示（内税方式）の義務付けを廃止し、外税方式をとってください。

現行の消費税の総額表示（内税方式）では、多くの中小企業者は価格を消費税に転嫁できず自己負担せざるを得ない状況にある。旅館・ホテルの場合は、入湯税やエージェントの手数料等があるため、利用者にも分かりやすい外税方式を採用していただきたい。

要望団体：旅館ホテル連合会、飲食業関係連合会

要望結果：24年税制改正大綱に記載なし

6 公衆浴場に対する消費税率の軽減措置を創設してください。

公衆浴場の利用者調査報告では、公衆浴場利用者の約4割は家庭風呂を持たないどちらかといえば低所得者であり、家庭風呂を持っている約6割の利用者では高齢世帯、高齢単身世帯の利用が多く、保健衛生の維持、コミュニティ、健康増進のために利用している。このような社会的弱者の利用の機会の確保のために消費税率の軽減措置を図っていただきたい。

要望団体：公衆浴場業連合会

要望結果：24年税制改正大綱に記載なし

7 今後、消費税率が引き上げられる場合には、飲食業及び食品関連業種については税率を現状、又は現状以下とし、低率に抑えるよう配慮してください。

要望団体：飲食業・食品販売業関係の連合会

要望結果：24年税制改正大綱に記載なし

8 消費税の制度選択の提出期限について、現行の選択しようとする課税期間の初日の前日までを申告期限までに延長してください。

〔 中小企業事業者が申告内容を整えた上で、適切な制度を判断するための猶予期間を設けていただきたい。 〕

要望団体：クリーニング連合会

要望結果：24年税制改正大綱に記載なし

9 バー・キャバレー等のホステス等に対する源泉徴収の控除所得を現行の1日5,000円から10,000円に引き上げてください。

〔 現行、バー・キャバレー等の経営者がホステス等に支払う報酬・料金等については、報酬・料金等の額から1日につき5千円を控除した残額に10%の税率を乗じた所得税を源泉徴収している。このホステス等に対する源泉徴収の控除所得1日5千円は、昭和50年1月に3千円から引き上げが行われて以来、36年間据え置きとなっている。36年前と現在では、最低賃金や所得水準も上がっており、税負担の公平性の確保の観点から1万円程度まで引き上げていただきたい。 〕

要望団体：社交飲食業連合会

要望結果：24年税制改正大綱に記載なし

10 償却資産の申告期限については、現行の1月末日を3月末日又は確定申告の申告期限までに延長してください。

要望団体：クリーニング連合会

要望結果：24年税制改正大綱に記載なし

11 土地評価及び建物評価制度の抜本的な見直しを図り、固定資産税の減免措置等を講じてください。

〔 旅館・ホテル業や興行場（映画館）は、土地及び建物それ自体が商品で、総資産の中で固定資産の占める比率が著しく高い業種であるため、土地・建物評価制度について抜本的な見直しをしていただきたい。 〕

また、建物については、現在の複雑難解な課税評価方法は納税者の理解を得るには難しく、税の公平・簡素の原則に則り、償却資産と同様の評価基準を採用するなど、新しい時代に即した明快・簡素な算出方法を適用されたい。

経営環境が厳しい状況下であり、生衛業の事業承継を円滑に進めるためにも、経営の圧迫要因となっている固定資産税について、課税評価及び課税減免措置を講じていただきたい。

要望団体：旅館ホテル連合会、興行連合会

要望結果：観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価の見直しについて、現在実施している実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、具体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応（24年税制改正大綱）

1 2 地方税法施行規則第16条の6第5項第1号イで活性炭吸着式処理装置と一体となったドライクリーニング機を設置している事業所に対しては、事業所税が4分の3に軽減されることになっているが、他の要件（工場内の占有率）に合致する事業所は皆無であり実態にそぐわないものとなっているので、この適用要件を緩和してください。

要望団体：クリーニング連合会
要望結果：24年税制改正大綱に記載なし

1 3 入湯税を廃止してください。また、廃止までのその用途を「観光振興」及び「鉱泉源の保護管理施設の整備」に限定してください。

〔 本来、目的税である入湯税は、時代の要請に対応した目的に使用されるべきであり、その用途が限定されなければ入湯税の意義は失われることになる。観光地づくりや地域の活性化につながる観光の振興及び鉱泉源の保護管理施設の整備の2点に限定されなければ廃止していただきたい。 〕

要望団体：旅館ホテル連合会
要望結果：24年税制改正大綱に記載なし

1 4 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限を延長してください。

〔 生活衛生同業組合等が共同利用施設（共同送迎バス、共同研修施設、共同蓄電設備等）を設置した場合に、取得価額の6%の特別償却を認める特例措置の適用期限を2年間延長していただきたい。 〕

要望結果：適用期限を1年延長（24年税制改正大綱）

1 5 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限を延長してください。

〔 フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機又は活性炭吸着式処理装置内蔵型のテトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機を新増設した場合に、取得価額の8%の特別償却を認める特例措置の適用期限を2年間延長していただきたい。 〕

要望団体：クリーニング連合会
要望結果：対象資産からPCB汚染物等無害化処理用設備及び石綿含有廃棄物等無害化処理用設備を除外した上、その適用期限を2年延長（24年税制改正大綱）

16 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置を拡充してください。

活性炭吸着式処理装置又は活性炭吸着式処理装置内蔵型のドライクリーニング機に係る固定資産税の課税標準を3分の1に軽減する特例措置について、活性炭吸着式処理装置を対象から外し、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機を対象とした上で、その適用期限を2年間延長していただきたい。

要望団体：クリーニング連合会

要望結果：フッ素系溶剤に係る活性炭利用吸着式処理装置を含むドライクリーニング機を追加し、課税標準を価格の2分の1（現行3分の1）とした上で、適用期限を2年延長（24年度税制改正大綱）

17 中小企業投資促進税制の適用期限を延長してください。

生活衛生関係営業等を行う中小企業者等が、一定規模以上の機械装置等を取得した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める特例措置について、対象設備に度量衡器、試験機器、測定機器を追加した上で、その適用期限を2年間延長していただきたい。

要望結果：対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長（24年税制改正大綱）

18 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置を延長してください。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けた計画に基づき会社設立等を行う場合に登録免許税を軽減する現行の特例措置について、その適用期限を2年間延長していただきたい。

要望結果：軽減税率を見直した上で、2年延長（24年税制改正大綱）

19 東日本大震災による被災地の早期復興のため、被災地営業者については、税制上の優遇措置を講じてください。

要望団体：理容業、美容業、飲食業関係連合会

要望結果：国税及び地方税とも必要な税制上の復興支援措置が講じられている。